かせし隊実施要綱

（目的）

第１条　社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会の生活支援体制整備事業実施規程

第５条に基づく、「かせし隊」の活動を実施するにあたり必要な事項を

定める。

（会員の種類）

第２条　事務局長は、事業目的に賛同し、かつ阿蘇市在住者で次に揚げる会員

　　　　の募集および登録などを行うものとする。ただし、事務局長が特に必

　　　　要と認める場合は、この限りではない。

（１）　依頼会員・・・支援を受ける対象者は、概ね６５歳以上の日常生活に

援助が必要な者とするが、６５歳以下であっても支援

を必要とする者。

（２）　協力会員・・・支援活動を行うことを希望する者で、１８歳以上であ

り、地域福祉活動に理解と熱意を有する者。

（会員登録）

第３条　会員になろうとする者は、この事業の目的を承諾の上、依頼会員登録

用紙（様式第１号）または協力会員登録用紙（様式第２号）を事務局

長へ提出するものとする。

　２　　事務局長は、前項の規定により申請があったときは、会員の登録の可

　　　　否を決定し、会員登録を認めた者に対して、会員証を交付するものと

　　　　する。ただし、依頼会員の申請において、必要と判断される場合は阿

蘇市地域包括支援センターと協議を行い、可否を決定する。

（事務局の業務内容）

第４条　事務局には担当職員を置き、次の業務を行うものとする。

（１）　協力会員の支援活動に必要な知識を付与する養成講座及びフォローア

ップ研修会などの実施。

（２）　支援活動の実施に関する調整。

（３）　支援活動の普及啓発を目的とする広報活動。

（４）　支援活動中の事故やトラブルへの対応・助言。

（５）　関係機関との連絡調整。

（６）　事業の事務処理に関すること。

（７）　前各号に揚げるもののほか、事務局の目的達成に必要な業務。

（支援活動の内容）

第５条　一般市民が手伝える軽度な支援活動（専門性、危険性、緊急性がない

活動）とする。

（１）　支援活動は、原則として依頼会員の居宅において実施するものとする。

（２）　利用頻度は、週２回までとする。

（支援活動の実施）

第６条　依頼会員は、支援を受けようとするとき、支援活動の申込書（様式第

３号）を事務局に提出するものとする。

２　　申込みは、利用日を除く７日前までに行うこととする。

３　　事務局は、前項の規定により依頼会員から申込みを受けたときは、

　　申込みに係る支援を実施できる協力会員を紹介するものとする。

４　　前項の規定により紹介を受けた依頼会員は、担当職員とともに当該協

力会員と支援の内容について事前に十分な協議を行い、支援の実施を

相互で決定するものとする。

　５　　協力会員は、支援を実施したときは、支援活動報告書（様式第４号）

　　　　を作成し、依頼会員の自署を受けなければならない。

（対象外の活動）

第７条　直接高齢者などの身体に触れる支援、調理、車による送迎、本人以外

の支援、来客の応接、専門的な技術を要する支援、危険な活動、病院

での介助、日常生活を超える範囲の支援については対象外とする。

（支援活動の報告）

第８条　協力会員は、支援の実施後（活動が継続している場合は、各月単位）に、支援の実施内容を記載した報告書を、原則として翌月の10日までに事務局へ提出しなければならない。

（支援活動の報酬など）

第９条　依頼会員は、支援の終了後、別表１に定める基準に従って、協力会員に報酬を直接現金で支払うものとする。

なお、基準に定める以外の依頼については、両会員、担当職員の３者で話し合いの上、可否及び報酬を決定する。

　２　　依頼会員は、支援当日に自己の都合で支援を取り消した場合は、別

　　　　に定める基準に従って、速やかに事務局へ取消料を支払い、事務局

　　　　は、その取消料を支援予定だった協力会員へ支払うものとする。

　３　　 取消料は、前日までの取り消しは無料とする。

（会員の遵守事項）

第10条　会員は、次に揚げる事項を遵守しなければならない。

（１）　 会員は、支援の実施に際しては、事前に相互に決定した支援内容以外

の支援及び要請をしてはならない。

（２）　 依頼会員は、担当職員を通して確認した支援の内容を変更した

ときは、事務局に連絡して担当職員の指示を受けなければならない。

（３）　 協力会員は、担当職員を通して確認された支援を誠実に履行すると

ともに、依頼会員は、支援の円滑化について協力の義務を負わなけ

ればならない。

（４）　 会員は、支援の実施に際して、会員証の提示を求められたときは、

これを提示しなければならない。

（５）　 会員は、支援を通じて物品の販売および斡旋ならびに宗教活動およ

　　　　 び政治活動を行ってはならない。

（６）　 会員は、相互に協力して支援の安全確保に努めなければならない。

なお、協力会員は支援の実施中に依頼会員の心身状態に異常を認め

たときは、事務局および関係機関（担当ケアマネジャーなど）に連

絡するとともに状況に応じた適切な対応をとるものとする。

（会員の責務）

第11条　会員は、この要綱を遵守するとともに、支援活動に積極的に参加す

るものとする。

（事故補償）

第12条　活動中の事故は、全国社会福祉協議会の福祉サービス総合補償の範

囲内で対処する。

　２　　会員は故意または重大な過失により会員または事務局に損害を与え

たときは、その損害を補償しなければならない。

（会員登録の取り消し）

第13条　事務局長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、

会員の登録を取り消すものとする。

（１）　 この要綱の規定に違反したとき。

（２）　 公序良俗に反する行為を行ったとき。

（３）　 第４条に規定する会員の対象者要件に該当しなくなったとき。

　２　　 会員は、事務局より登録の取り消しを受けたときは、会員証を

　　　　 速やかに返還しなければならない。

（個人情報の保護）

第14条　会員は、支援活動により知り得た他の会員およびその家族の情報を

他人に漏らしてはならない。退会した後（会員登録の取り消し後も

含む）も、同様とする。

附則

この要綱は、平成29年9月5日から施行する。

附則

１．この要綱は、令和２年11月16日から施行する。

２．平成29年9月5日施行の「かせし隊実施要項」は廃止する。

３．この要綱は、令和６年２月１日から施行する。